

42. 107. 03

暴力団に係る標章(代紋等)の取扱い

指定暴力団が自己を示すために用いている標章(代紋等)と同一又は類似の商標からなる商標登録出願については、以下のとおり取り扱うものとする。

指定暴力団が自己を示すために用いている標章(代紋等)と同一又は類似の商標に係る商標登録出願については、商第4条第1項第7号の規定を適用するものとする。

[説明]

1. 理由

平成4年3月1日から施行された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」(以下「暴対法」という。)の趣旨は、暴力団を反社会的集団として法的に位置付けたことにあり、その上で、特にある特定の暴力団について、暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれ大きいことを理由として指定することにより、暴力的不法行為等の禁止のための強力な法の網をかぶせることを目的としている。

そして、暴対法第3条に基づく指定を受けた暴力団(本取扱いにおいて「指定暴力団」という。)については、極めて悪質な反社会的集団であることが法律上認められたもので、そのため指定暴力団が自己を示すために用いる代紋等(本取扱いにおいて「標章(代紋等)」という。)の指定暴力団員による使用が制限されることとなる。これは、当該団体が自己を示すために用いる標章(代紋等)自体に反社会性、一般市民に与える威嚇効果等が付加されていることによるものと解される。

したがって、指定暴力団が自己を示すために用いている標章(代紋等)と同一又は類似の商標について商標登録出願があった場合には、当該商標に付加された反社会性、一般市民に与える威嚇効果等の性質をもって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標(商第4条第1項第7号)に該当するものとし、すべて拒絶するものとする。

2. 拒絶要件の整理**(1) 標章(代紋等)の特定**

官報による「指定暴力団」の公示事項には、当該団体の名称は公示されるが、当該団体が自己を示すために用いる標章(代紋等)の公示がなされないことから、当該代紋の特定等に関し、必要に応じて警察庁からの正式な通知を求めることとし、当該通知に記載された標章(代紋等)をもって特定するものとする。

【注1】標章（代紋等）には、指定暴力団の名称もその対象として含まれる。

（2）商標登録出願人の相違

「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」は、出願人の属性とは切り離して判断されるため、全く無関係な第三者からの出願も同様に取り扱う必要がある。

したがって、商標登録出願人の相違（暴力団の関係者・関連企業等であるか、あるいは無関係の第三者であるか等）によって取扱いを異にする理由はない。

（3）指定商品（指定役務）の内容

本件の場合、商標に付加された反社会性、一般市民に与える威嚇効果等の性質をもって、当該商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標に該当すると解しているのであって、ある特定の指定商品（指定役務）について使用することが社会公共の利益等に反すると解しているわけではないから、指定商品（指定役務）の内容によって取扱いを異にする理由はない。

（4）標章（代紋等）の周知性の有無

商第4条第1項第7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当することを理由として拒絶する場合、指定暴力団が自己を示すために用いる標章（代紋等）であると所管当局が認定したものは、相当数の人に威嚇効果等を与えるものということができ、当該標章が周知であるか否かを審査する必要はない。

【注2】出願自体の防止を図るという観点から日本弁理士会あてにも同様の情報提供を行うこととする。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第7号（公序良俗違反）」の審査基準](#)